

4600022

53779

名古屋市中区金山2-10-9 第8  
フクマルビル5階

一般社団法人愛知県産業資源循環協会

愛労発基 0609 第2号

令和4年6月9日

代表者 殿

愛知労働局長



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年5月31日付け、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）及び化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第190号）」が公布され、同日から施行（一部については、令和5年4月1日又は令和6年4月1日から施行）することとされました。

本改正は、特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等による個別具体的規制を中心とした仕組みから、リスクアセスメントに基づく自律的な管理の仕組みへの移行を図るものであり、当局におきましても、今後の重点事項として、周知及び指導に努めることとしております。

つきましては、貴団体におかれましても改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当局ホームページにおいて、関係情報を掲載しておりますので、ご参照いただきますよう併せてお願い申し上げます。

愛知労働局ホームページ > 各種法令・制度・手続き  
> 安全衛生関係 > 新たな化学物質管理について

